

平成27年度第3回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議

1 開催日時 平成27年12月11日(金) 午前10時開会

2 開催場所 市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

委員長	片倉 憲太郎	委員	佐々木 まさ子
副委員長	田中 直子	委員	和田 操
委員	池田 美佐子	委員	大熊 賢滋
委員	奥野 智禎	委員	佐藤 永太
委員	三浦 外夫	委員	石井 和夫
委員	竹元 悦子	委員	石井 千香
委員	小島 直子	委員	関本 智子
委員	神崎 保	委員	赤時 麻衣子
委員	吉田 恭子		

4 欠席委員

委員	藤野 宜秀	委員	進藤 節子
委員	飯島 武志		

5 出席職員

福祉部長	宮嶋 亮二
子育て支援課長	今関 磨美
子育て支援課副課長(こども家庭班長事務取扱)	鳥井 孝之
子育て支援課副課長(子育て環境推進班長事務取扱)	竹川 義治
子育て支援課子育て環境推進班主査	岡 智彦
保育課長	小阪 潤一郎
保育課副課長(保育班長事務取扱)	高浦 正充
教育部次長(教育総務課長)	森田 泰弘
学校教育課長	小川 幸男
教育部学校教育課副課長(学事保健班長事務取扱)	泉水 雄一郎
市民健康部健康推進課副課長(すこやか親子班長事務取扱)	川西 正宏

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	2人

7 議題

- (1) 次世代育成支援後期行動計画の進捗状況について
- (2) 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について
- (3) 幼保連携の検討について
- (4) その他

8 議事

1 開 会

事務局

委員の皆様、おはようございます。ただ今より、平成27年度第3回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議を開催いたします。

片倉委員長からご挨拶をお願いいたします。

2 委員長挨拶

片倉委員長

この秋に行われました市長選挙におきまして、出口市長が3期目の当選をされました。出口市長におかれましては、「住みやすさナンバーワン、子育て環境日本一」を掲げられており、そして、マニフェストの3番目の項目には、「子どもたちの今と未来のために、子育て環境・教育施策に全力」という言葉がございました。この言葉は、私たち子ども・子育て支援会議が目指すところと同じであろうかと思いを新たにしたところであり、子どもたちのためにより一層取り組んでまいりたいと考えております。

本日は議題が4つと多くなっておりませんが、どれも重要な案件であり、皆様の貴重なご意見が求められる内容となっております。

限られた時間の中での会議ということで行き届かない面もあるかもしれませんが、委員の皆様のご協力をいただきながら円滑に進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 資料確認・出席者確認・附属機関等の会議の公開について

事務局

それでは、議題に入る前に資料の確認をお願いいたします。

まず「会議次第」、その次に資料の1「袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画推進状況」、次は資料の2「特定地域型保育事業の認可および利用定員設定にかかる意見聴取について」、その次が資料の3-1「袖ヶ浦市の幼保連携の検討について」、資料の3-2「幼保連携の具体的な推進案について」でございます。

資料は以上でございますが、資料のない方はいらっしゃいますでしょうか。

なお、藤野委員、飯島委員、進藤委員からは、所要により欠席の旨の連絡をいただいております。

本日の出席委員は17名でございますが、委員の過半数が出席しております。袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例第6条第2項の規定によりまして、会議は成立をしております。

また、この会議は公開となっております。本日の傍聴者2名につきましては、事前に申し込みをいただいておりますのでご報告を申し上げます。

議事の進行は、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定によりまして委員長が議長として進行することになっております。

4 議 題

(1) 次世代育成支援後期行動計画の進捗状況について

片倉議長

それでは議題に入ります。

議題1、次世代育成支援後期行動計画推進状況について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議題 1、袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画推進状況について説明します。資料 1 をご覧ください。

袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画は、平成 22 年から平成 26 年度までの 5 か年の計画になります。国の指針によりまして、この計画に掲載している個別事業の進捗状況について、点検評価することとしております。事業の進捗状況は、本日の子ども・子育て支援会議に報告した後、市ホームページで公表いたします。

1 頁上段には「Ⅰ 地域における子育ての支援」とありますが、この計画は 7 つの大きな項目に分かれており、大きな項目ごとに基本目標を定めております。基本目標の右側、評価指標は、基本目標の目指す方向性に対して、意識調査のアンケートを行った結果になります。アンケートは平成 26 年 8 月に小学校在学学生までの保護者 1,000 人に対して行っており、347 人の回収がありました。左側縦の列には 1-1、1-2 と個別事業がありますが、個別事業は全部で 115 あります。上段の右側に評価とありますが、事業の進捗状況について評価を行っております。事業の担当課に調査をし、評価を行っております。評価基準等につきましては、A が計画を上回って進んだ、B が計画通り、C が概ね計画通り、D が計画通り進んでいない、となっております。

大きな項目ごとに説明いたします。

「Ⅰ 地域における子育ての支援」36 事業については、A 評価 1 事業、B 評価 35 事業となっております。平成 26 年度の事業の拡充内容など主な事業のみ説明させていただきます。

事業 1-1、子ども・子育て家庭・地域住民等の交流の場の確保については、平成 26 年 3 月に「そでがうらこども館」が完成しております。平成 26 年度は 1 年目の運営となり、延べ利用者は 14,290 人となっております。

事業 1-2、放課後児童クラブの新設については、平成 26 年 4 月から「長浦第二放課後児童クラブ」「たからじま」の 2 か所の放課後児童クラブが開所しております。

事業 1-3、地域保健・福祉支援センター整備事業については、平成 26 年度の欄に、「ひらかわ健康福祉支援室 平成 27 年 4 月 1 日開設に向け整備」と記載がありますが、整備が進みまして、今年度の 4 月に開設しております。よって、評価は A となっております。

6 頁をご覧ください。

「Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進」22 事業については、A 評価 1 事業、B 評価 20 事業、D 評価 1 事業となっております。

事業 2-4、妊産婦の健康管理の支援については、事前に質問をいただいております。「妊産婦の健康管理の支援」で、新生児訪問について、平成 25 年度と平成 26 年度を比較すると、新生児訪問の件数が 426 件から 372 件に大きく減っているのはなぜかという質問がありました。実施率は 75.5% から 72.7% とあまり下がっていませんが、袖ヶ浦市の出生数が 564 人から 512 人に減少しているため、訪問指導の件数も減っております。

続きまして 7 頁、事業 2-9、不妊に関する相談体制の充実については、君津健康福祉センターで行う不妊相談・不妊治療助成の紹介を行っております。また、市では、特定不妊治療費助成を行っていることから、A 評価となっております。

8 頁、事業 2-17、関係機関・ボランティア等の支援についてですが、こちらは D 評価となっております。「健康日本 21」を広く周知するために考えられた国の事業であります。国においても今後養成の予定がなく、袖ヶ浦市においても実施していないことから D 評価となっております。

10 頁、「Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」については、13 事業すべて B 評価となっておりますので、計画通りに進んでおります。

12 頁、「Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備」4 事業については、B 評価 3 事業、C 評価 1 事業となっております。26 年度の拡充事業といたしましては、事業 4-3、「市交通バリアフリー基

本構想」での重点整備地区の整備について、平成26年度、長浦駅周辺において駅舎及び南北自由通路が完成しております。また、袖ヶ浦駅周辺では、駅舎及び南北自由通路の一部供用が開始されております。

13頁、「V 職業生活と家庭生活との両立の支援」4事業については、A評価1事業、B評価3事業となっております。

14頁、「VI 子どもの安全の確保」13事業については、全てB評価となっておりますので、計画通り進められております。

16頁、「VII 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進」23事業についても、全てB評価となっております。26年度の拡充事業といたしましては、17頁、事業7-16、特別支援教員配置事業について、中川小学校にこれまで1名の配置だったものを、平成26年度に1名増員し2名の配置となっております。

以上、115事業全体で見ますと、評価はABC事業を合わせますと114事業ということで計画通り進んでいると考えています。また、これら事業については、今後も更に事業の周知を図ってまいりたいと思います。

議題1の説明は以上です。

【 質疑・応答 】

片倉議長

ただいま議題1の説明をしていただきました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。はい、小島委員。

小島委員

資料15頁、6-11の「子ども110番連絡所」というところで、本題とは直接関係ないのですが、お伺いいたします。

看板は、設置されてから随分年数が経ってしまして、普段、散歩とか車で通ったりした時に気になるのが、壊れている看板とか、文字が薄くなっているとか剥がれているとか、そういうのがすごく気になっています。そういった看板を直したりっていうのは、どこが、どういうシステムでされているのでしょうか。設置の数だけだと安心できるのですが、看板の状態が気になっています。

片倉議長

事務局、答弁をお願いします。

事務局

今の、子ども110番の看板ですが、学校側が年1回、4月の初めに、引き続き設置協力していただける各家庭に、お手紙等で今年1年またよろしく申し上げますという案内とともに、看板が破れている場合については、各学校に連絡をお願いしますということで、お便りを出しております。

各家庭から連絡があり、学校の方に予備がある場合には、各学校で看板をその家庭に届けるということになってはいますが、予備がなくなった場合は、学校教育課に連絡をいただきまして、学校教育課から学校長へ届けることになっています。

片倉議長

よろしいですか。

他の方、いらっしゃいますか。

田中副委員長。

田中副委員長

4頁、1-25の地域子育て支援ネットワークの構築というところの、子育て支援ネットワーク会議なんですけれども、1回開催ということでBという評価になっています。今日のような幅広い堅い会議ではなく、アットホームな感じで自由に意見交換できるのがとてもいい雰囲気です。

0から2、3歳の乳幼児のお母さんたちの置かれている現状というものは、刻々として変化が激しいと思うので、当事者の声が反映されるような形のネットワーク会議というか、そういう工夫というものを少ししていただいて、今までどおり自由に意見交換できる場として期待しておりますので、よろしく願いいたします。

片倉議長

要望ということでよろしいですね。

他にございませんか。

それでは意見が無いようですので、これにて、議題1を終了します。

(2) 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

片倉議長

続きまして、議題2「特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議題2について説明させていただきます。

お手元の資料2をご用意いただきたいと思います。特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定にかかる意見聴取についてということでございます。特定地域型保育事業の中には、家庭的保育、それから小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育と4つのタイプがございます。今回意見聴取させていただきますのは、この4つのタイプの中の小規模保育についてという事でございます。

用語ですが、今年度から始まりました子ども・子育て支援新制度における「地域型保育」とは、正確には「特定地域型保育事業」という言葉で、子ども・子育て支援法の中で位置づけられて利用されています。

一方、児童福祉法の中では、先ほど申し上げました4つのタイプをまとめて、「家庭的保育等」という言葉の使い方をしております。法律によって言葉の使い方が変わってまいります。特定地域型保育事業」と「家庭的保育等」という言葉は同じものと考えていただければと思います。

「1 意見聴取の根拠」でございますが、大きく2点ございます。1点目は認可に係る意見聴取、それからもう1点は利用定員の設定に係る意見聴取ということになります。

まず認可に係る意見聴取ですが、児童福祉法第34条の15第4項に記載がございまして、下の太枠の中に抜粋してございます。市町村長が第2項の認可をしようとするときには、「市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉にかかる当事者の意見を聴かななくてはならない。」と定められています。本市といたしましては、その下に記載してありますように「袖ヶ浦市家庭的保育事業と認可の手続に関する規則」を定めてございます。こちらの第3条で、「市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。」というふうに定めてございますので、本日この場でご意見をお聴きしたいと考えております。

もう1点、利用定員の設置に係る意見聴取ですが、こちらのほうは、子ども・子育て支援法第43条第3項で規定がございまして、同じように下のほうに太枠で抜粋して記載してございますが、

市町村長が特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときには、「あらかじめ第77条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。」とあります。「審議会その他の合議制の機関」というのは、この袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議ということになりますが、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例の第1条に明記してございます。ですので、「子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならない。」という意味になりますので、利用定員の設定に関しましてもご意見を伺うということになります。

2頁をご覧いただきたいと思います。「2 認可予定の小規模保育事業の概要」ということで、具体的に掲載をさせていただいております。

施設名は、「みどりの風保育園」ということになります。事業類型としましては、A型、B型、C型という3類型の中のA型という事になります。運営主体につきましては、社会福祉法人が運営していきます。所在地につきましては、袖ヶ浦市蔵波です。教育保育の提供区域、これは子育て応援プランに基づいた区域設定になりますが、設置する場所につきましては長浦地区になります。開園予定につきましては、年明けの1月4日を予定しております。開所時間ですが、平日、土曜日ともに「午前7時30分から午後7時」となっています。

定員につきましては19名ということで、内訳でございますが0歳児が5人、1歳児が7人、2歳児が7人となっております。

保育室等につきましては、全部で63.9㎡となっておりますが、必要な面積、これは基準がございます。内訳としまして、3.3㎡は12人となっておりますが、こちらは0歳児と1歳児の乳児室ということで、先ほど定員のところで説明しました5人と7人を足した12人となります。2歳児につきましては、1人あたり1.98㎡確保しなければならないということで、これらを合計したものが53.46㎡ということになり、必要な面積は確保されていることとなります。

屋外遊戯場につきましては敷地内でございます。園舎の裏側のほうに屋外遊戯場ということで運動広場になりますが、こちらが約800㎡確保されます。

給食につきましては、自園調理で行ってまいります。

それから、お預かりするお子さんが2歳までということで、前回の会議の時にも「2歳のお子さんが進級により卒園するときはどうなりますか。」というご質問がございました。連携施設の欄に「長浦保育園 ほか」と記載してありますが、公立の保育所も含めて連携を進めていきますので、2歳のお子さんが卒園した後も、引き続き市内の他の保育所でお預かりできるような形にもっていくということで、連携をしています。

備考についてですが、新規設置（計画内）という風に記載してございます。計画内というのは、子育て応援プランの計画の中にすでに盛り込まれているということで、計画内と記載してございます。

欄外をご覧ください。上記事業につきましては、「袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて事前に審査をさせていただいております。その結果、基準に適合していることを確認してございますので、ご報告させていただきます。

続きまして資料の3頁をご覧いただきたいと思います。「3 袖ヶ浦市子ども子育て支援事業計画におけるニーズ量の見込みと需要を満たすための確保方策との比較」としてあります。括弧して3号認定とございますが、3歳未満の保育を必要とするお子さんは、すべて3号認定を受けていただいている保育を行う形になりますので、3号認定と書いてあります。

なお、認可予定の小規模保育事業所が設置される地区が長浦地区となっておりますので、ここから説明させていただく下の表のところは、長浦地区のみということでご理解いただきたいと思います。

表の中身をご説明します。まず一番左側の「保育認定を受けた満3歳未満子ども」の列につきましては、子育て応援プランに記載がある内容をそのまま転記させていただいております。ニーズ量といたしましては、0歳児20人、1～2歳児が255人ということで計画上は見込んでおります。それに対する確保方策ですが、特定教育・保育施設、主に保育所になりますが、こちらは0歳児が16

人、1～2歳児が139人確保する計画となっており、特定地域型保育事業では0歳児が5人、1～2歳児が12人確保する計画となっております。合わせますと、0歳児が21人、1～2歳児が151人ということで、3号認定部分では172人分の確保を計画しているということです。

次に、一つ右側の列の「既存施設により確保されてる量」ですが、実際には27年11月1日現在における施設の利用状況を記載しており、特定教育・保育施設において0歳児が37人、1～2歳児が112人利用されています。なお、施設の内訳としましては、公立の保育所が1施設、私立の保育所が2施設となりますが、3号認定合計で149人が利用されているという状況です。

最後に一番右側の列ですが、「今回の認可により確保される量」ということですが、特定地域型保育事業の欄に0歳児が5人、1～2歳児が14人ということで、今回申請の事業の認可定員19人分が、ここに加わっています。

下の説明欄になりますが、平成27年度において、ニーズ量の見込みに対する確保方策の量（計画量）172人に対して、現在、実際に利用されている量は149人という状況になりますので、ここに今回確保される量19人を足したとしても、ニーズ量の見込みに対する確保量（計画量）172人の中に収まるということになります。

なお、参考としまして、11月1日現在における本市の3号認定の入所待ち児童数を下に記載させていただきますが、現在0歳児が37人、1～2歳児が34人ということで71人の入所待ち児童数がございますので、今回19人分を確保した場合、計画内にも収まりますし、需要にも対応できるということで考えてございます。

続きまして4頁をご覧ください。こちらは、まとめになります。

「4 小規模保育事業の認可について」でございますが、繰り返しになりますが、認可基準に照らし合わせて申請書類及び現地を確認、審査しました結果、適合しているということでご報告をさせていただきます。それから、今回の事業を認可したとしましても、まだ事業計画における確保量に満たないような状況でございます。このようなことから、今回申請がありました小規模保育事業については、認可することが妥当と考えております。

次に「5 利用定員の設定について」でございます。利用定員とは、子ども・子育て支援法に基づいて定め、給付費の単価水準を決めるものでございまして、教育・保育施設の設置に当たって認可された認可定員とは性質が異なっております。

利用定員の設定方法につきましては、国から示されている考え方がございまして、1点目、施設・事業者からの申請に基づいて市町村が設定することとなっております。それから2点目、利用定員は認可定員に一致させることを基本としています。3点目、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮する。4点目、当該施設・事業での最近における実利用人数の実績や今後の見込みなどを踏まえる。こういったところが、利用定員を設定するうえで考慮すべき点となっております。こういった4点を踏まえましても、今回の確認に係る利用定員の設定に当たりましては、認可定員を利用定員と定めることが妥当であると考えています。説明は以上です。

【 質疑・応答 】

片倉議長

ただいま議題2の説明をしていただきました。この件に関して、みなさんから質問、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

子ども・子育て支援法の中には地域の小規模化、今、児童施設においても大規模から小規模に変わってきています。そういうことが一つの流れじゃないかと思います。今回、小規模保育事業というものは、だいたい6人から19人ということで非常に小さい保育園というか、そういう形で地域に密着していくというような形がとられていると思っております。

そういうことで、一応みなさんの意見を聴かなければならないということになっていきますので、

みなさんのほうのご意見があれば、ぜひとも出していただきたいと思っております。どうでしょうか。

はい、竹元委員。

竹元委員

この書類をもらった時に、私たち自身がその場所を見ないと分からないだろうと思いきや行ってきまされたけれども、まだ園庭の方が整っていないで、本当に1月4日から開園できるのかなと心配になったんですけど、いかがなものでしょうか。

片倉議長

事務局、答弁をお願いします。

事務局

みどりの風保育園の準備ですが、先日、私どものほうで現地確認をさせていただきましたけれど、建物のほうの検査そういったものについては、だいたい来週中に消防とか建物、開発関係については検査が下りるということで、現在のところ竣工式を25日に予定してまして、来月の1月4日開設ということで準備を進めていただいております。

また、職員のほうも、今月、研修ということで公立保育所に研修に行くと同っております。以上です。

片倉議長

竹元委員、よろしいですか。

他にございませんか。

それでは意見が無いようですので、議題2を終了させていただきます。

(3) 幼保連携の検討について

片倉議長

それでは続きまして、議題3といたしまして、幼保連携の検討についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

議題3、幼保連携の推進について説明いたします。

これまで2回の会議で、子育て応援プランの内容について、袖ヶ浦市の幼稚園・保育所の現状、認定こども園の制度などについて説明をさせていただきました。本日、資料3-1で、これまでの振り返りとして袖ヶ浦市の現状と課題などについて説明いたします。また、新たに、保育料の関係についても資料3-1で説明させていただきます。その後、資料3-2で、幼保連携の具体的な推進案ということで、昭和地区・平川地区それぞれの課題・論点を整理して、具体的な案を3案・2案用意しております。この案について、委員の皆様から積極的にご意見をいただきたいと思っております。

本日の会議は、委員の皆様からの意見をまとめるというのではなく、委員の皆様から意見をいただくという立場で考えております。今後、いただきました意見を参考にしながら、市で方針を策定し、市民の方々に意見を聞くパブリックコメント手続きなどを進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、資料3-1、幼保連携の検討について、1頁から説明を始めさせていただきます。

1. 幼保連携検討の背景ですが、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」が成立し、今年の4月に施行になっております。今年の4月から、子どもを取り

巻く環境が大きく変わったと考えていただきたいと思います。この法改正によりまして、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を促進するため認定こども園制度の改正が図られ、子育て支援を総合的に推進していきましょうという国の方針が示されております。保育所では、今後ますます待機児童数が増加することが見込まれております。幼稚園では、幼稚園在籍児童の減少に伴い幼稚園定員に空きがでるなど、保護者のニーズとの差があるのではないかとという状況になっております。保護者のニーズに即した教育・保育の提供を実現し、それに合わせた保育の量的拡充により待機児童の解消を図る必要があると考えております。

2. 幼稚園教育要領・保育所保育指針についてですが、国は、幼稚園については幼稚園教育要領、保育所については、保育所保育指針というものを定めております。また、幼保連携型認定こども園についても、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領が策定されています。幼稚園教育要領、保育所保育指針は、平成20年度に大きく改定が行われ、この3つが整合を取るような形になっており、幼児期の教育・保育につきましては、施設に関わらず、同じような方向を向いていきましょうよという改定になっています。

2頁、3. 袖ヶ浦市のこれまでの取組です。

袖ヶ浦市では、平成26年度に袖ヶ浦市子育て応援プランを策定しております。子育て応援プランでは、人口の増減など地域の実情を勘案しつつ、多様な市民ニーズに対応した幼稚園・保育所の利便性の向上を図るため、認定こども園化を推進し、教育・保育サービスの提供体制が整うよう努めることとしています。子育て応援プランでは、重点事業を定めておりますが、その中でも、認定こども園化を推進していきますという市の考え方を記載しております。

2 幼稚園と保育所における現状と課題です。

まずは、1. 幼稚園における現状と課題です。市内には幼稚園は4施設ありますが、現在、全ての幼稚園で施設定員を下回っているという状況にあります。特に、市立幼稚園の入所率は年々低下をしております。現在、平成28年度の入所申し込みを行っておりますが、今年度よりも減少している状況にあります。これは、一時預かりや3年保育を行っていないことも一因と考えられます。幼稚園ごとに見ていきますと、昭和地区にある今井幼稚園では、耐震工事が必要となっております。前回の会議の中で、子どもの安全のために早急に耐震工事をやってほしいという意見がありました。また、今井幼稚園があります昭和地区は、現在、区画整理事業が行われており、今後は人口の増加が予想されるため、保育を中心とした新規施設を整備する計画となっております。昭和地区では、施設整備や幼保の連携を含めた検討が必要となっております。平川地区にあります中川幼稚園ですが、今年度の入所率が38%となっており、市内の全ての施設の中で、一番低い入所率となっております。これは、地区全体で人口減少が進んでいるためと考えております。入所率があまりにも低くなってしまうと、集団教育が主となる幼稚園の本来のあり方として課題があるのではないかと考えております。

続きまして、2. 保育所の現状と課題です。

保育所は、現在9施設あります。こちらは、一部を除いて利用定員を上回る状態が続いております。利用定員を上回る施設は現在4施設ありますが、さらに入所待ち児童も多く存在している状態です。吉野田保育所については、耐震診断を行っていないため、耐震診断を行う必要があります。地区毎に見ていきますと、昭和地区については、人口増加が予想されるため、保育を中心とした新規施設の整備を見込むとなっております。また、保育所を利用している保護者からは幼児教育を希望する意見もあることから、幼児教育と一体的に提供される認定こども園についても検討する必要がありますと考えております。この昭和地区は、特に0歳～2歳児については入所待ち児童が増加しており、乳幼児の保育需要に対する受け入れ枠の拡大が急務になっていると考えております。平川地区では、幼稚園を含め地区全体で施設定員を下回っている状況ですので、幼保連携による施設の再編・統合を検討する必要があると考えております。

3. 関係計画での位置づけについてですが、幼保連携で幼児教育・保育のあり方について考えて

いきますが、その他に公共施設の再編整備計画というものがありますので、袖ヶ浦市がどのような体制で、幼児教育・保育を行っていくのかについても考えていかなければなりません。

4 頁、3 利用者数の状況、1. 本市の人口と就学前児童数の推移です。

上のグラフは、現在、袖ヶ浦市が策定中であります、袖ヶ浦市人口ビジョンになります。国の社会保障人口問題研究所という機関が示している袖ヶ浦市の将来の人口推計では、2060年には43,000人程まで人口が減少するという数値が出ております。ただし、袖ヶ浦市では様々な事業を行いまして、出生率・人口を向上させようと考えており、また、海側の土地区画整理や蔵波台の周辺などで住宅の開発が活発に行われておりますので、一時的には人口が増加すると見込んでおります。幼稚園・保育所・認定こども園の整備にあたりましては、一時的には、増加する入所児童対策が必要となりますし、将来的には減少する児童数への対策も見込みまして施設を整備する必要があると考えております。

下のグラフは、市内の幼稚園と市内の保育所に通っている児童の合計の推移になりますが、平成23年から27年にかけては、ほぼ横ばいの数値となっております。今後5年間、平成31年度までの推計においても横ばいの数値を推計しております。保育所に通う児童数は横ばいか微増、幼稚園に通う児童数は横ばいか微減となっております。

2. 市内幼稚園入園者数の推移ですが、詳細に見ていきますと、私立幼稚園については若干の増加となっております。一方、市立幼稚園については減少となっております。この私立と市立の違いというのが、先程説明いたしました、3年保育を行っていない、一時預かりを行っていない、給食の提供を行っていないなどの差があることで、市立幼稚園はこのように数値が下がっているのではないかと考えております。

3. 市内保育所入所児童数の推移ですが、こちらは、市内の保育所に入所している児童数の推移です。過去5年間では、横ばいから微増となっております。私立保育所の整備が進んできていることから、平成27年度において市立保育所より私立保育所の方が児童数が多いという状況になっております。

7 頁、(2) 保育所入所待ち児童数の推移ですが、過去5年間の4月、10月、3月の数値を示しております。年度の後半になるにしたがい、民間企業に勤めているお母さんが育児休業から復帰することや、新しく仕事をする保護者がいるということなどから、入所待ち児童数が増える傾向にあります。今年度10月1日時点では68人の入所待ち児童がいます。平成25年度には定員120名の白ゆり保育園の開設しました。今年度4月には大空保育園が開設、根形保育所の定員変更で合計150名の定員増を行っておりますが、入所待ち児童の数値は昨年度と変わらない数値となっております。入所待ち児童対策は、早急な対応が必要だと考えております。また、入所待ち児童の内訳をみると、ほとんどが0歳児から2歳児で、保育の低年齢化が進んでいることがわかります。

(3) 多様な保育ニーズへの対応についてですが、市立保育所で時間外保育、延長保育を利用している児童の割合になります。一番下が通常保育で、午前8時30分から午後4時30分までの保育、真ん中が時間外保育、一番上が延長保育で午後7時まで預けられる保育になります。市街地にあります福王台保育所や久保田保育所ほど、時間外保育、延長保育を利用している割合が高くなっております。こちらの表からは、保育の長時間化が見てとれます。

8 頁、4 施設の状況、2. 施設に要する運営費について説明します。

現行の国の制度では、市立保育所及び市立幼稚園については、国県からの運営補助はありません。一方、民間施設は国県からの運営補助があります。袖ヶ浦市においても、限られた財源の中で保護者のニーズへの対応や保育の受入れ施設の拡大を図るために、国県からの運営補助が受けられる民間施設により保育全体の定員を増やしていくことを検討する必要があると考えております。

9 頁、5 幼稚園・保育所・認定こども園の保育料（利用者負担）について説明させていただきます。幼保連携の推進について、様々な会議体で説明を行っておりますが、市立幼稚園の保育料の意見が出されております。新制度になりまして、施設利用の保育料についても大きく制度が変わっ

ております。今年の4月から、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用を希望する場合は、住んでいる市町村から利用のための認定を受けることが必要となりました。お手元の資料には図も記載しておりますが、施設を利用するためには、まずは認定区分の認定を受ける必要があります。1号認定というのが、これまで幼稚園に通っていた児童、2号・3号認定というのが、これまで保育所に通っていた児童とイメージしてください。この認定区分ごとに料金を決めるというのが新制度の料金体系になります。認定を受けた後に、例えば、幼児教育を希望する方は、幼稚園に通うのか、認定こども園の幼稚園部分に通うのか、保育の認定を受けた方は、保育所に通うのか、認定こども園の保育所部分に通うのかを選択するようになります。料金体系は、施設ごとではなく、認定区分ごとに定められているのが新制度です。注意書きに記載しておりますが、市立幼稚園は既に新制度へ移行しています。今年の4月1日から新制度の幼稚園となっております。私立幼稚園は、新制度へ移行する・移行しないを選択することができることとなっており、現在、市内の私立幼稚園2園は新制度へ移行しないことを選択しています。

2. 所得状況に応じた保育料ですが、保育認定を受けた子ども、これまで保育所に通っていた子どもは、保護者の所得状況に応じて徴収金額が定められていました。所得が高い方には高い保育料、所得が低い方には安い保育料という料金体系です。新制度移行にあたりまして、教育を受ける認定を受けた子ども、これまで幼稚園に通っていた子どもにつきましても、保護者の所得状況に応じて定める応能負担の料金表を設定することとなりました。袖ヶ浦市でも既にこの料金表は定めております。

3. 施設・事業の種類を問わず認定区分ごとの同一の料金体系についてですが、先程は、保護者の所得に応じた料金体系の説明でしたが、この項では、施設・事業の種類を問わず、認定区分ごとの同一の料金体系、施設ごとの料金体系とした改正について説明します。国が定める水準は、幼稚園、保育所、認定こども園等及び公立、私立の施設に関わらず、教育を受ける認定を受けた子ども、保育認定を受けた子ども、それぞれにおいて、認定区分ごとの料金体系となっています。本市でも、この国の制度を踏まえた料金体系となっております。よって、幼稚園のサービスを受ける子どもについては、公立・私立に関わらず同一の料金。幼稚園・認定こども園の幼稚園部分に関わらず同一の料金となります。保育のサービスを受ける子どもについては、公立・私立に関わらず同一の料金、保育所・認定こども園の保育部分に関わらず同一の料金となる料金体系となっています。

10頁、4. 市立幼稚園の保育料について、表で示しております。市立幼稚園は、既に新制度へ移行しておりますので、料金体系も変更になっております。表中3列に料金を示しておりますが、一番左の列は、国が定めている費用の徴収基準になります。こちらは、全国平均の保育料により定めたものになります。中央の列が、袖ヶ浦市が定めている新制度の教育を受ける者の基準額で、国の基準より低額の料金を定めております。一番右の列が、これまでの市立幼稚園の基準額になります。所得の高い低いにかかわらず、一律6,000円の保育料となっております。市立幼稚園は、現在は暫定的に一番右の基準額となっておりますが、将来的には、真ん中の新制度の基準額に移行する必要があると考えています。近隣市では、市原市に市立幼稚園がありますが、市原市の新年度幼稚園児募集のホームページには、保育料を見直す可能性がありますという表示がされています。もう少し北の自治体、習志野市や浦安市などでも、将来的には料金は変更になりますという案内がされています。この料金体系の表からは、認定こども園になるかならないかに関わらず、市立幼稚園のままでも、国の定める制度の料金体系にならなければいけないということをご理解いただきたいと思います。参考に、保育の料金体系も掲載しております。こちらは今までと同様に、それぞれ保護者の所得に応じて保育料が定められる仕組みの料金表となっております。また、特定の条件に該当すれば、幼稚園・保育所についても、第2子は保育料半額、第3子は保育料全額免除の規定もあります。

11頁、6 認定こども園の推進についてですが、認定こども園になると、保育の低年齢化・長時間化など多様な保育ニーズに対応できるのではないかと、入所待ち児童の増加など子育てを取り巻

く環境の変化に対応ができるのではないかと、子どもたちにとって望ましい就学前の教育・保育の総合的な提供が図れるのではないかと考えております。袖ヶ浦市といたしましては、認定こども園による幼保連携を推進したいと考えております。

(1) 認定こども園とはについてですが、認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行える施設になります。また、施設に通っていない、すべての子育て家庭を対象にした、そでがうらこども館のような施設を備えることが必須となっております。

保育時間について説明いたします。これまでの幼稚園が9時30分から14時30分まで子どもを預かり、保育所が8時30分から16時30分まで子どもを預かっていたとします。これが認定こども園になりますと、同じ教室で幼稚園部分・保育部分の児童が教育・保育を受けるということになります。14時30分になりましたら、教育部分の児童は帰宅し、保育部分の児童は同じ施設で引き続き保育を受けるという仕組みとなっております。

12頁、2. 幼保連携型認定こども園のメリット、(1) 教育及び保育の総合的な提供についてですが、現在は、親の就労状況等で子どもの預け入れ先が分かれています。認定こども園は、親の就労の有無に関わらず施設利用が可能となります。その後、親の就労状況が変化しても継続して施設の利用が可能となります。現在の保育所ですと、親が仕事を辞めた場合には90日以内に施設を退所しなければいけないというルールもありますが、認定こども園については同じ施設を利用することが可能です。また、保育所に通わせている保護者からは幼児教育を受けさせたいという意見もあります。認定こども園では、保育部分に通わせている児童についても、幼児教育を受けることができる。また、現在の市立幼稚園では行っておりませんが、長期休暇中の対応、給食の提供や一時預かりの機会の提供など総合的なサービスの提供が可能になるのではないかと考えております。

(4) 定員設定についてですが、施設全体の定員の上限の範囲内であれば、幼稚園部分・保育部分の定員の上限を超える柔軟な受け入れが可能となります。例えば、幼稚園部分の児童が少ないようでしたら、保育部分の定員を多くとるといったような対応が可能になります。また、将来的にわたっても、幼稚園部分・保育部分の児童を同じ施設で受け入れることができますので、施設の定員割れという事態を避けやすくなるのではないかと考えております。

お手元の資料にはございませんが、認定こども園の課題・懸念事項について説明いたします。前回の会議では、認定こども園の良い部分・メリットについて説明をしましたが、それでは、なぜ認定こども園は普及していないのか、課題や懸念事項についてはどのようなことがあるのか、その点について説明してほしいという意見がございました。認定こども園制度は平成18年からありまして、確かに、普及があまり進んでおりませんでした。国の方で、平成20年に認定こども園に係るアンケートというものを行っており、調査結果がまとまっております。認定を受けた施設の9割以上が認定こども園を評価するというお答えになっています。また、利用している保護者のうちの8割近くも評価するという回答になっています。認定こども園制度を推進していくべきかどうかについては、回答のあった保護者の9割近くが推進していくべきという回答になっています。具体的な良い点は、これまで説明したとおり、保育時間が柔軟に選べること、就労の有無に関わらない施設利用ができること、教育活動の充実などがあげられておりました。

また、平成21年3月に、国の方で、認定こども園制度のあり方に関する検討会の報告書が出されております。この検討委員会でも、保護者や施設は認定こども園制度を評価しているという調査結果が出されておりますが、取り組む必要があるとした課題も挙げられております。大きな課題として、一点目は、二重行政の解消を図る必要があるのではないかと、二点目は、財政支援の充実を図る必要があるのではないかと、という課題です。また、制度の普及啓発自体が進んでおりませんので、制度の普及啓発に努めるべきだという課題も出されております。

今年度、平成27年4月に、子ども・子育て関連3法が改正になりましたが、この改正のポイントが、今説明いたしました課題部分に対する改正となっております。認定こども園の課題であった、

二重行政を解消する改正ですが、具体的には、認可・指導監督等を一本化すること。また、認定こども園は、幼稚園・保育所ではなく、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けるという対応となっております。旧制度の認定こども園は、幼稚園・保育所の手続きをそれぞれ別に行う必要がありましたが、この法改正によりまして一つの手続きで行うことができるようになりました。また、財政支援の充実という課題がありましたが、こちらは「施設型給付」という支援に一本化されたことから、手続きが簡略化されております。

今年の10月に、国による調査が行われているものがあります。私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況についての調査になりますが、調査結果では、今年の4月までに約23%、平成28年4月までに約7%、合計約30%の私立幼稚園が新制度へ移行する予定となっております。一方、今後の状況で判断する、移行予定はないとした私立幼稚園も約55%あります。その理由が何かということで、移行を決めていない私立幼稚園が懸案と考えている点については、新制度への移行に伴う事務の変更や負担増大等に不安がある、施設の収入の面で不安がある、利用者負担の仕組みに不安がある、新制度の仕組みが十分に理解できないなどの懸案が挙げられております。これらについては、今後制度の周知を図るなど努めていく必要があると考えております。

資料3-2、幼保連携の具体的な推進(案)について説明いたします。昭和地区の3案、平川地区の2案について説明いたします。具体的な案に対してのご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

1頁、1 昭和地区 幼保連携の推進(案)についてですが、昭和地区は、地区的にも、特に0歳～2歳児の入所待ち児童数が更に増加している地区になります。地区内には、市立今井幼稚園、私立昭和保育園、市立福王台保育所、私立大空保育園がありまして、袖ヶ浦駅の北側で現在区画整理事業が行われており、地区の人口が増加する見込みであることから、平成30年度を目途に定員120人の保育を中心とした新規施設の整備を見込んでいます。こちらについては、今井幼稚園との再編を視野に入れた検討が必要ではないかとなっております。また、この新規施設については、多様な保育サービスを推進して市民ニーズに対応していくために認定こども園を検討します。新規施設を認定こども園とする場合は、新たに幼稚園部分の定員を設定することになります。その際、地区全体で、幼稚園の児童がどの程度いるのか、保育の児童がどの程度いるのか管理が必要になるわけですが、現在、今井幼稚園の定員が満たされていないという状況においては、新たに幼稚園部分の定員を設定することは不可能となります。よって、新規施設を認定こども園化する場合には、今井幼稚園を休園又は認定こども園化することによって、地区内の定員を調整する必要があります。逆に、今井幼稚園を耐震化して存続する場合は、新規施設は保育所となります。今井幼稚園についての留意事項ですが、まずは立地の関係があります。現在も駐車スペースが狭いこと、送迎車の往来が増加してしまうこと、工事の安全性の確保、工事期間中の利用施設の確保などが課題となります。

(3) その他ということで、公立保育施設の整備・運営費に対しては国庫補助金はありません、一方、民間保育施設の整備・運営費については国・県費による補助が可能になるなどの留意事項があります。

案1は認定こども園を新設し、今井幼稚園を休園 という案です。新設の認定こども園については、子育て応援プランでは定員120名とありますが、今井幼稚園の児童を加えまして、定員を240名程度に増やすことを検討します。

案2は私立認定こども園を誘致し今井幼稚園も認定こども園化ということで、両施設とも認定こども園にする案になります。

案3は私立保育所を誘致し、今井幼稚園を耐震化して存続するという案になります。

次ページ、A3の比較表になります。案1を細分化し、案1-1は認定こども園を市立とした場合、案1-2は認定こども園を私立とし誘致した場合としております。左側縦の列に各項目がありますので説明します。施設の場所については、新設は昭和地区内、今井幼稚園は現在の今井幼稚園の場所としております。定員設定は、ニーズ量調査による将来推計から算出しております。

施設整備効果については、多様な市民ニーズへの対応について記載しております。対応可能なものには○を、対応が可能ではないと考えられるものには×を記載しております。今井幼稚園が×が多くなっておりませんが、これは現在の今井幼稚園のサービスのままでは×という意味です。

続きまして、付随して提供される主なサービスの期待ですが、こちらも提供可能なものには○を、提供が可能ではないと考えられるものには×を記載しております。認定こども園が○が多くなりまして、今井幼稚園は現状のサービスのままでは×となっております。今井幼稚園を改修し、存続して利用する場合には、多額の税金を投入することになりますので、児童が減少しているという現在のサービス・機能のまま税金を投入することはなかなか難しいのではないかと考えておりますので、表にありますような課題に対して対応していく必要があるのではないかと考えております。

工事内容についてですが、今井幼稚園を認定こども園化する場合には工事期間が1年半、今井幼稚園を幼稚園のまま改修する場合には工事期間が1年かかると見込んでいます。この期間については、子どもの安全の確保の必要がありますので、別の場所にプレハブの仮園舎を建てて工事をする必要があります。

施設整備費については、国県からの補助の有無が非常に大きな違いになります。これまで、先進自治体4市の認定こども園を視察しており、定員200人を超える施設の整備費はおよそ8億円～10億円かかっていると伺いました。仮に、市立の認定こども園を設置する場合は、ほぼ全額が市の負担となります。私立の認定こども園を誘致する場合には、対象事業費の4分の3が国県の補助金となりますので、市負担は少なくなります。運営費につきましても、市立の場合は市が全額を負担、私立の場合は、国県の補助金があるという状況になります。比較表には、市の負担と記載しておりますが、これは市民の皆様からいただいている税金での負担ということになります。多額の税金を投入する以上は、当然サービスも向上しなければなりませんし、施設も有効利用されなければなりません。税金は様々な使い道がありますので、将来的な施設運営についてどのような方策があるのか、費用だけで決めるわけではありませんが、費用は案の決定の大きな要素になると考えておりますので、このような点も踏まえてご意見を頂ければと思います。

その他効果・課題についてですが、市立の認定こども園定員200名以上のものを設置することとなりますと、公務員の定員が増えるという課題があります。公務員定員については課題として大きいのではないかと考えております。

案2、案3については、今井幼稚園の敷地が非常に狭い土地になっておりますので、施設を增強すると更に狭くなってしまわないか、また、駐車スペースが狭いことや近隣の交通環境に課題があるのではないかと考えております。

続きまして、2 平川地区 幼保連携の推進（案）についてですが、平川地区は、地区全体で施設定員を下回っており、今後も人口減少が見込まれるため、幼保連携による再編・統合を視野に入れた検討が必要と考えております。施設は、市立平川保育所、市立中川幼稚園、市立吉野田保育所になります。市立中川幼稚園は市街地にあり、非常に利便性の高い場所だと考えております。市立吉野田保育所は市街地からは離れておりますが、子どもが育つには良い自然環境ではないかと考えております。

推進にあたっての留意事項ですが、吉野田保育所は建築後40年を迎え施設の老朽化が進んでいます。中川幼稚園の入所率は低下を続けております。平川保育所は鉄筋コンクリート造りであり耐用年数が長いことから施設を継続して活用することとし、中川幼稚園と吉野田保育所の統合について検討しております。幼稚園の児童は送迎バスによる通園が基本ですが、保育所の児童は保護者による送迎が基本となります。認定こども園の児童の多くは、保護者による車での送迎となることが見込まれるため、施設周辺の道路環境、安全対策、送迎用の駐車場の確保も重要な検討事項になるのではないかと考えております。

案1は吉野田保育所を認定こども園化し、中川幼稚園を機能移転後に廃止です。吉野田保育所は市街地から離れていますが、敷地面積が広く、周辺に住宅がないため、認定こども園の立地として

適していると考えます。ただし、耐震補強及び大規模改修を行う必要があるため、一時的に多額の費用がかかります。

案2は中川幼稚園・平川保育所を認定こども園化し、吉野田保育所を統合廃止です。吉野田保育所を廃止した場合は、中川幼稚園だけでは児童を受けきれないため、平川保育所も合わせて認定こども園化する必要があります。運営費は保育所よりも認定こども園の方が高くなってしまうため、2園認定こども園となる案2は、案1に比べて運営費が高くなってしまいます。

続いて比較表の説明をします。

定員見込については、ニーズ量調査の数値から策定しています。定員の詳細については、今後の動向を踏まえ定めていきます。

提案内容についてですが、案1については、吉野田保育所は、送迎車の安全性の確保ができる、周辺道路への混雑の影響が少ない、周辺住宅への騒音の影響がないなどとしています。案2については、吉野田保育所の耐震改修・大規模改修費用が不要となります。

施設整備効果、付随して提供される主なサービスの期待については、どちらの案も市立の認定こども園になりますので、内容としては同じものとなります。

施設整備費・運営費についてですが、工事内容は、案1では吉野田保育所を残すことから、吉野田保育所の耐震改修・大規模改修工事が必要となります。また、中川幼稚園児を受け入れるために2教室を増築する必要があります。案2では、中川幼稚園は、小さいお子さんを受け入れることや、給食を提供する必要がありますので、調理室・子育て支援施設の増築の必要があります。また、平川保育所についても認定こども園化による増築が必要となります。

施設整備費は一時的にかかる費用ですが、こちらは案1の方が大きく、案2の方が小さい。運営費は継続的にかかる費用ですが、案1は認定こども園が1園なので小さく、案2は認定こども園が2園なので大きいという状況になります。

冒頭でも説明しましたが、本日の会議は、意見をまとめるというものではなく、様々な意見をいただく場と考えております。様々な立場の委員の皆様にご参加いただいておりますので、積極的なご意見をいただきたいと思います。

袖ヶ浦市といたしましては、幼保連携を推進していきたい、また、そのためには認定こども園という制度を活用するのが良いのではないかと考えております。この、幼保連携の必要性についての意見もいただきたいと思います。また、それぞれ昭和地区、平川地区の案を示させていただきましたので、案に対する意見もいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【 質疑・応答 】

片倉議長

ただいま袖ヶ浦市の幼保連携の検討についてということで、事務局から説明がありました。大分長い説明になってみなさんもお疲れになってるんじゃないかと思いますが、今回のこの委員会はこれがメインになってるところもありますので、ひとつ今日はみなさんからですね、なるべくご意見をいただければと思います。

今、事務局からもありましたけれど、この場で何か決定するということではございません。あくまでも、みなさんのご意見をいただきたいと思いますということになっております。

はい、赤時委員、お願いします。

赤時委員

こども園自体をまだよくわかってない、誤解している保護者がすごく多いです。専業主婦世帯が乳幼児期から預けられるわけじゃないんだよっていう、基礎のところからわかりやすく説明してもらおう、こども園についての何か、ちょっと先ほどの資料でも誤解される方がいるかなって思っ

まうので、そこの周知からお願いしたいというのが一つと、あと2点目、資料3-2の今井幼稚園とか中川幼稚園の案1から3、この定員見込みの部分なんですけれども、これについても、全体の定員ではなくて、乳幼児部分は何人、保育園部分は何人になるか、幼稚園部分は何人になるのか、一学年の募集定員がこの場合は何人くらいになるのかということがとても気になります。今後この中の案で検討していく場合、資料のこの定員の内訳の部分が必要になっていくので、よろしくお願ひします。

片倉議長

事務局、答えられますか。

事務局

定員の部分ということでございますが、資料の3-2の2頁のところに定員の見込みということで数字の方を入れさせていただいておりますが、現在のところだと、例えばこども園の幼稚園の部分であるとか年齢ごとに何人とか、そこまでの記載はしてありません。今後推進案の検討をしていくとともに、これまでの利用状況とかニーズの見込み、そういったことを総合的に考えまして、検討を進めていきたいと考えております。

片倉議長

他にご意見ありますか。

はい、赤時委員。

赤時委員

まず新制度の料金形態についてですけれども、公立幼稚園も将来的に保育園のように所得に応じてということなんですけど、従来の6千円から事実上2倍から3倍に公立幼稚園の場合は上がってしまうと思うんですけど、この周知と告知は、実施する何年前にどういった形で公表していくのでしょうか。さすがに来年入園、もう内定もらっている方がいるところで、来年はないと思うんですけど、29年度、再来年の入園予定の人たちも、既に今の段階で私立か公立か決定してるんですね。具体的に、もう6千円の公立の金額で家計試算した上で今年の私立の募集を見送っているの、ちょっと再来年の導入も難しいのかなと思っているんですけども、何年前に公表していくおつもりなんですか。

片倉議長

事務局、お願いします。

事務局

何年前といいますか、十分な周知期間をとるとしか今の時点では申し上げられませんが、そもそもこの公立幼稚園の保育料については、料金を上げるかどうかという検討もまだしてございません。その辺決まった段階においては、募集要項などに明記をさせていただく、また、上の子どもと下の子どもでの幼稚園の利用ということを考えている方もいらっしゃると思いますので、そのような部分にも配慮させていただいて、十分な周知期間をとっていきたく、今の段階ではお答えさせていただきたいと思ひます。

おっしゃるように、何年がというような、それぞれ皆さん、いろいろな感覚がおありかと思うんですけど、3年とか4年とか、期間を取れば取れるほどよろしいかと思ひますが、実際3年先4年先をどうするんだということを、今の時点で公表というのはなかなか難しいと思ひますので、十分な周知期間を取ってということでご理解をいただければと思ひます。

片倉議長

はい、ではこの関係で、幼保連携に関係されている神崎委員、一言お願いします。

神崎委員

市内に私立幼稚園は2園ありますから、これは個人的な考えということで、さつき台幼稚園さんがどういった考えがおありかわかりませんが、一応個人的な考えを申し上げます。

私は、誰かが認定こども園を作らなくてはと思っておりますから、是非とも賛成でございます。ですから、袖ヶ浦でも誰かが作るのでしょうかけれども、反対はいたしません。

平成30年くらいと、先程の説明で聞きましたけど、是非とも作っていただきたい。それで、1つだけ質問があります。中川幼稚園の方ですが、こども園になると自家送迎を保護者の方にさせていただくという話でした。今井幼稚園の方も、こども園が出来れば自家送迎になるのでしょうか。

片倉議長

送迎の件で、事務局、答えられますか。

事務局

認定こども園になった場合のバスの送迎の部分ですが、それも今後の検討課題の一つであると考えております。ですので、認定こども園になったからバス送迎をやめるとか続けるとかいったところの検討には、現在では至っておりません。

片倉議長

他にご意見ございませんか。

はい、では石井委員。

石井委員

今、子どもが2人いまして、2人とも今井幼稚園に通っておりまして、年長と年中ということで通わせているんですけど、今井幼稚園の耐震診断の結果、耐震工事が必要ということだったんですけど、この結果はいつごろ診断されたものなのかなと思ひまして、やはり今井幼稚園に子どもを通わせていますので、幼稚園に出向くこと多いんですけども、老朽化しているところも気になります。この前の東日本大震災も遠い記憶ではないので、いつ大きな地震があるかっていうのもとても不安でして、幼稚園に通っている間にも大きな地震があった場合、親としては不安です。でも、幼稚園は必ず避難訓練などもきちんとしていただいておりますし、避難経路やいざというとき、逃げる訓練などもきちんとしていただいておりますけれども、いつごろ出た結果なのかなと思ひまして、なるべく早急にと思っているのですけれども。

片倉議長

はい、じゃあ耐震について、答弁をお願いします。

事務局

耐震診断の実施時期につきましては、把握してこなくて申し訳ないんですけど、この幼保連携といえますかこの検討の中でですね、数年前から耐震性が不足しているという指摘がございますので、3年4年くらい前にやったのかなと思ひしております。今井幼稚園の耐震性が不足しているということで、お子様を預かる重要施設として十分認識しているところではありますけれども、今まで認定こども園化、幼保連携の検討の中で新たな保育需要が出る、今井幼稚園は耐震性が不足していると、市の中でトータル的に考えたとき、何が一番望ましいのかということをお考えた中で、今井幼稚園

の耐震工事はちょっと時期を見ていたというところがございます。先程の説明の中にもありましたが、今井幼稚園の耐震工事を実施しても敷地の広さは変わりません。鉄道敷に面しているという立地も変わりません。というところで、耐震工事をやっても機能的な向上が果たせないというところがございます。そのような課題もございますので、今回昭和地区における認定こども園の推進というふうな中で、何が一番望ましい姿かというところを、今、市として検討しているところがございます。

ただ、今井幼稚園について耐震性が不足しているのは事実です。幼保連携がどのような形になるかわかりませんが、実現までにはまだ数年は要するであろうというふうなことでございます。今井幼稚園は平屋建てとなつてございますので、必要最小限の耐震補強まではですね、なるべく早く実施したいと思っております。

片倉議長

はい、答弁になりましたか。いいですか。

他にございませんか。

はい、関本委員。

関本委員

吉野田保育所の部分なんですけど、資料3-2の最後のページ、4頁の一番下の、その他効果・課題というところの左の欄なんですけれども、もし、吉野田保育所をそのままということであれば、耐震改修工事のとき、是非、駐車場の部分を再度検討してほしいと思います。今、バス1台あるんですけど、かなりキツイ感じで、月曜日の朝、みんなお布団持ってくるので大渋滞って感じなんですけど、もしご検討いただけるときは、駐車場の部分も見ていただければと思います。

片倉議長

では今の件について答弁できますか。できる範囲で結構です。

事務局

本日、推進案ということでお示しさせていただいてるんですが、今後の方針が決まったところで、そういったところにつきましても検討していきたいと思います。

片倉議長

よろしいですか。

その他にございませんか。

はい、事務局。

事務局

先程、赤時委員から、こども園の周知についてご意見をいただいたところなんですけど、確かにおっしゃる通り、市民の方でわからないと言われる方がおられると思いますので、そういったところについての方針が決まりましたら、こちらのほうから周知を図っていききたいと思います。こども園といいますと、幼稚園の部分と保育所の部分の一つの施設の中にあるということで、働いていないと入れないという施設ではございません。幼稚園部分については、今まで通りの要件で入れますので、そういったところも含めて、市ではきちんと周知を図っていきたくて考えてございます。

片倉議長

ではそういうことで、なるべくわかりやすく地域の人には説明をしていただければありがたい

と思います。

他にございませんか。

はい、赤時委員。

赤時委員

まず、私も、こども園ができるのは賛成なんですけれども、公立幼稚園の役割についてお話させていただいてよろしいでしょうか。

こども園ができるのはいいんですけれど、それによって公立幼稚園が二つともなくなってしまいますと、行き場がなくなる世帯が確実に出てくると思うんですね。公立幼稚園の役割として、やっぱり低所得世帯の教育の機会という役割と、あとは保育・教育の面で、やっぱり私立幼稚園とまったく別のところがあるので、特に保育の面では、私立幼稚園はとても教育熱心で、もちろんそういうところを求めている保護者の方も多いと思うんですけど、ちょっとヤンチャというか落着きのない、親から見ても、この子は机に座って何か創作とかという以前に、まずは集団生活に慣れさせることが必要なんじゃないかなと考えています。親の多くも公立幼稚園を必要としているんですね。私、両方、私立のプレにも行きましたし、今井幼稚園のほうも見学させていただきました。ああ、こうも違うんだというくらい対照的だったんですね。うちの子は結構ヤンチャなほうなので、うちの子には公立幼稚園の自由さが合ってるのかなというの、もちろん費用の部分も大きいんですけれど、それで決定した部分があるので、もし今後、私立幼稚園もいろんな子を受け入れていきますよという方針になったとしても、やっぱり浮いた存在になってしまう子って出てくると思うんですよ。その子たちが他の子たちと一緒に長時間机に座っているのも、そういう子を持った親の選択肢として、公立幼稚園って今後必要だと思うし、その受け皿も考えていただきたいなと思うんですけれども、将来的に中川幼稚園か今井幼稚園一方だけでも、受け皿として残していただくという案がこれにはなかったの、そこも検討していただけないでしょうか。

片倉議長

今、公立幼稚園の役割ということで一つ説明がありましたけど、まだどこまで答えられるかわかりませんが、答えられる範囲で、事務局お願いします。

事務局

ただいま検討中という事でしか申し上げられませんが、一般的な話としてお聞き頂ければと思うんですが、そもそも幼稚園は義務教育ではないというところがございます。袖ケ浦市においては、公立が2園ございますが、木更津市は持ってございません。隣の市原市にはございますが、そういうふうなところがございます。ただ、袖ケ浦市が2園としてやってきたというところは、これは歴史として厳然たるものはあるところなので、その公立の安心感であるとか、今まで保育料を低廉な価格で抑えてきたというところも、公立のメリットなのかなと思うところはございます。

ただ、通わせてる保護者の方々は安ければ安いに越したことはございませんが、公立幼稚園の運営費は元は皆さんの税金で賄っているんで、幼稚園を利用されていない、その他の市民の方々からみると、国基準に比して著しく安いとか非常に低廉な価格というのが、応分の負担になってるのかどうかという声もございます。というところも合わせてご検討いただければと思います。

先ほど申し上げましたけれど、認定こども園の形、認定こども園は制度として幼稚園と保育所の機能を併せ持つという形でございますので、門戸は広がるのかなというふうに思っております。ですので、そのようなふうにご検討中ですので、今時点で幼稚園を全廃するか一つを残すかというのは、いろいろな要素、課題を踏まえた中で検討しているところでございますので、ご理解いただければと思います。

片倉議長

はい、では赤時委員。

赤時委員

ご説明ありがとうございます。今まさに検討段階ということなので、是非、公立幼稚園を必要としている側の意見として先程伝えさせていただいたんですけど、あともう一点、今、私、そでがうらこども館とか子育て支援センターを本当にフル活用させていただいて、袖ヶ浦市の、この子育て環境にとっても感謝していて、今の公立幼稚園を6千円で維持して下さってることが本当にすごいことなんだという事も、私自身、今回の事で勉強してよくわかったんですけど、その部分には本当感謝しているので、ゆくゆくは料金改定もいたしかたないのかなっていうことも、本当にわかってきたんですけど、今まさに区画整理をしていて、近隣の木更津市とかから若い世帯がいっぱい越してきてるんですね。不動産屋さん、私も今まだアパートなので結構行くんですけど、木更津とかの不動産屋さんは、「すごく袖ヶ浦市の子育て支援は手厚い」って、公立幼稚園をすごく押してくるんですよ。「公立幼稚園があるだけで、本当に幼稚園部分だけでも全然違いますよ」って言って、若い世帯が新区画整理のところに来てます。その小さい子がいる若い世帯は、特に、まだパパも低収入の方ばかりで、「今後、公立幼稚園に入れるよ」って言うてる人、本当によく聞くんですね。なので、むしろ今後また一時的にニーズは上がるのかなって印象を感じてるんですよ。それで、今年の今井幼稚園の入所率は例年をはるかに下回って、今井幼稚園は60何人だったって聞くんですけど、今年は特に一番少子化が進んだ年なので仕方ないのかなと。でも来年は、震災ベビーと言われてV字回復した年なので、例年くらいには戻すと思いますし、来年以降今井募集する子供は、今後の区画整理が落ち着くまでは、もう、それをあてにして引っ越ししてきてる若い世帯が多いので、ちょっと長期的に、今後こそ存在意義があるんじゃないかと思ってます。ぜひ公立幼稚園からもご検討をお願いします。

片倉議長

公立幼稚園は、是非とも残していただきたいということですよ。

今日は幼稚園の側から、中川幼稚園の吉田委員さんがいらっしゃいますので、一言お願いします。

吉田委員

公立幼稚園に対するご希望、本当に嬉しく思います。ありがとうございます。袖ヶ浦市は2園、36年と38年行っておりますけれども、決してヤンチャな子のためにとかでなく、やはり文科省の教育要領にのっとった、遊びを中心とした、教えるのではなく、子ども自らが学ぶという幼児教育をやっておりますので、たくさんの方に来ていただきたいと思いますが、やはり保護者の方のニーズとして、私たちも働いてお子さん預かっているものとして、時間外保育をやって欲しいとか、いろんなニーズは、現場でひしひしと伺っております。袖ヶ浦市のこれから先、このまま幼児教育がより良くなってくれれば良いと、私も考えております。ありがとうございます。

片倉議長

幼保連携の関係でもう一方、久保田保育所の佐々木委員さんがいらっしゃいますので、一言お願いします。

佐々木委員

いつも皆様に保育所をご支援いただきまして、ありがとうございます。保育所のほうも現在、もっと子供たちをお預かりしたいという気持ちはあるんですけど、保育士不足と言いますか、なか

なか臨時職員とかも見つからないという状況が続いてるんですね。ですので、保育士として働きたいという方がいっぱい見つかったら、もっと待機児童の受け入れも可能ではないかなと思っております。

片倉議長

ちょっと違った形で、できれば地域の中の工場連絡会ですか。大熊委員がいますので、この件につきまして何かご意見がございましたらお願いします。

大熊委員

私の方は特にはないんですけれども、幼稚園と保育所という今ある形で、落ち着いた状況であると思うんですね。それで、新たに今度こども園という話になっておりますので、そちらのほうは先程も話にありましたが、一般の住民も混乱してるとお思いますので、広くこういうものだよって、良くわかるように、特にこれから子育てする世代、子どもが生まれる世代に周知してくれればいいと思います。

片倉議長

もうひとつくらい、君津健康センターの池田委員さん、一言お願いします。

池田委員

私もお話を伺っていて、認定こども園、みなさんのニーズに応えられるようにということで、進めたいと思います。家庭で保育が欠ける者は保育所へと進めてきた時代に、私も保育所にお世話になった者ですけれども、ご家庭での保育の助けになるような認定こども園に進んでいくと思っておりますので、子育て中のみなさんに、やはりきちんとお伝えしながら作っていただけたらと思っております。

片倉議長

本来ですと、みなさんにいろんな意見を拝聴して事務局の資料にさせていただけたらと思うんですけど、時間の関係もありますので、あとは、特段これだけは言っておきたいというような事があればお願いしたいと思います。

はい、赤時委員。

赤時委員

今日の傍聴席には、一緒に公立幼稚園を必要としてくれているお母さんにも来てもらっていて、いろんな意見を聞いてきたので、最後にもう一つだけ意見を伝えさせてください。

先程は保育の方針の面でお話をさせていただいたので、今度は費用的な部分で公立幼稚園を必要としている話をさせていただきたいんですけれども、今、6千円の保育料で本当に助かってるんですけど、これが今後2倍、3倍と所得に応じて変わっていってしまうと、今後、給食費とかバス代とかその他の諸経費も加わって、結果的に私立と同じ費用になってしまいます。そうすると、公立幼稚園がなくなってしまった場合の選択肢は私立幼稚園ではなく、保育園にせざるを得ない家庭が出てくる、確実に存在するんですね。その場合、幼稚園に上がる子だけじゃなくて下の子がいる場合は、まさに乳幼児、待機児童が深刻化している乳幼児を保育園に預けて働きに行かなければならない事になるんですけれども、まず仕事がない状態で保育園に預けて就職活動ができるのか、という不安も大きくありますし、小さい子どもありきで理解のある職場に出会えるかっていう不安もあるんですね。

今、保育園に預けて働いているお母さんたちの多くは、出産前から働いていて産休、育休をもら

って復帰している方も多くいると思うんですけど、出産前にある程度会社に貢献していて、産休後も即戦力として必要とされている方でしたら、保育園に入れたばかりでも、風邪を引いた子たちの看病のための度重なる急な欠勤も、一時的なこととして理解を得られると思うんです。ですが、そうでない方は、子どもありきで雇ってもらって「家族優先にしてくださいね」って言うてもらったところで、保育園入れてすぐの子が、しょっちゅう熱を出して呼び出されたり、明日も行けませんってなると、さすがに欠勤も言い出しづらくなったりとか、最悪、座薬を入れて、とりあえず保育園に連れて行くって話も聞くんですよ。もうこれ以上休むとは言えないって。そういう、結婚してこちらに嫁いでくるにあたって仕事を辞めざるをえなかったお母さんですとか、下の子が妊娠中だとかで今から仕事を探せないっていう、いろいろ働けない事情を抱えたお母さんたちも、公立幼稚園を必要としているんですね。決して家計的に余裕があるわけではないけれども、働きにも出られないという事情を抱えている家庭もいっぱいあるので、公立幼稚園がなくなった場合、私立幼稚園があるから大丈夫というわけにはいかないんですよ。

そういう、私立幼稚園の費用が捻出できないけれど働きにも行けないって世帯の行き場がなくなってしまうんです。今の6千円の公立の費用ですら、お父さんが夜帰ってきたら、バトンタッチしてお母さんが夜のコンビニバイトだとか早朝バイトに行き、やり繰りしている家庭も実際に聞きます。そこまでするとお母さんの体も壊れてしまいますし、そこまですてやっと6千円でやり繰りしている家庭の存在も、ぜひ知っていただきたく思いました。

片倉議長

この件で事務局、答弁できますか。

事務局

いろいろご意見ありがとうございます。働いているお母さんも、また働いていないお母さんも、いろんな方が子育てを必死になってがんばっていらっしゃる、そのような状況の中で、袖ヶ浦市としてどういった教育・保育がいいのか、そういったところの検討でございますが、保育料に関するところのお話をさせていただきます。

先程担当のほうから説明をさせていただいたので繰り返しになりますが、まず一つ、公立の幼稚園についても新制度の枠組みに入ってきたこと、もう一つは、6千円という金額ですが、新しい制度において、全ての世帯が高くなるわけではなく、所得に応じて負担額が決まってくるということがございます。それから、公立幼稚園の方の保育料は先ほどおっしゃっていただいた通りなんですけど、その他にも、市内には私立幼稚園に通っている方、私立保育園に通っている方、また公立保育所に通っている方、そういった方それぞれも、所得に応じた負担というような仕組みになっております。そういった中で、公立幼稚園の現在の保育料についてどのようにしていったらいいか、先ほどから何回かお話が出ているように検討していかなければいけない課題であると、そのように考えてございます。

片倉議長

その他に何かご意見がございましたらお願いします。どうでしょうか。

はい、竹元委員。

竹元委員

みなさん、実際にこども園ってどんなふうな体系でやっているのか、すごく心配なんだと思うんですけど、市原市のほうではもう運営しているんですよね。ですから、もし可能であれば、そういう所を見学することもこの中でやっていただければ、少しは安心するんじゃないかと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

片倉議長

事務局、お願いします。

事務局

それでは、事務局のほうで、そういったことができるかどうか検討させていただきたいと思いません。

片倉議長

その他にありますか。

はい、田中委員。

田中委員

今、財政面とかニーズ面とか、機能とか、効果、費用対効果とかいろんなことで検討されてる状況はよくわかりましたので、あともう一つ視点として、子どもの側っていいですか、子どもたちをどういう環境で育てたいのか、市としての、そういう大きな軸って言いますか、そういうものが、私は見たいなって思うんです。

例えば、吉野田はのびのびと広い所でっていうのが、一文書いてありましたけれども、子どもたちが尊重されて、遊ぶ権利とかゆったりと見守られたりとか、子どもの側がどんな育ち方をするかっていうところの視点を外さずに、今後も検討して行って欲しいと思います。よろしく願いいたします。

片倉議長

要望ということでよろしいですかね。

その他にご意見ございますか。時間もだいぶ過ぎてきましたけど、もし無いようでしたら議題3を終了させていただきます。

(3) その他

片倉議長

続きまして議題4、その他という事ですけども、事務局のほうから何かございますか。

はい、事務局。

事務局

はい。本日は、大変貴重なご意見をたくさんいただきまして、誠にありがとうございます。今後、市のほうで検討していく際に非常に参考になるのかなと考えております。

本日いただきましたご意見等、これまでの会議でもそうなのですが、会議が終わりましたら、市のホームページで公開させていただきます。ただ、その際、若干会議の進行の関係で答弁がずれたりですとか、不明な点とかがございましたので、そういうところは適宜修正させていただいて記録させていただきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

片倉議長

委員の皆様から、その他の件についてご質問がありましたらお願いいたします。無いですか。

今日は、各委員の皆様方に、それぞれの立場で代表になっていただき、ご意見をいただきました。また、子育て関係については冒頭で話をしましたように、幅広い問題と申しますか、親御さんの働いている間にお子さんが生活する環境とか、話が出てましたように、非常に幅広いものが含まれて

います。帰りまして、子育てに関する内容について不明な点がありましたら、事務局のほうに聞いていただきたいと思います。

また、会議の質問を前もって出していただいて、それを事務局のほうから答えていただくのも時間の短縮化になるんじゃないかなと思いますので、その辺、事務局のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今日の議事はすべて終了いたしました。皆様方のご協力により終了することができましたので、これで進行を事務局のほうにお返しいたします。よろしくお願ひいたします。

5 閉 会

事務局

以上をもちまして、第3回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議を閉会いたします。